

韓国の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザが発生

農林水産省からの情報提供

韓国の京畿道坡州市の農場（約3,100羽）において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）が発生した旨、公表されました。

韓国において冬季の渡り鳥の飛来が始まる時期である9月以降で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、韓国に飛来したものと同一地域からの渡り鳥や韓国からの渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが持ち込まれる可能性があり、発生リスクが高まっています。



引き続き、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の点に留意し家畜伝染病の侵入を防止しましょう。

I 重点対応期間

渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から来年5月までは警戒を強め、特に本年11月から来年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要があります。

II 異状家きんの早期発見・早期通報

毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きんの様子が少しでも普段の様子と異なると感じたときは、仮に誘導換羽中であっても誘導換羽の影響であると即断せず、家畜保健衛生所へ早期通報するようにしてください。

III 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を実施し、飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時の対策については、全ての従業員及び外来者が徹底するようにしてください。また、野鳥等の対策については、家きん舎や堆肥舎等での防鳥ネットなどの使用や家きんの死体や廃棄卵の適切な処理など、侵入防止だけでなく誘引防止も実施してください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046) 238-9111 ファクシミリ：(046) 238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045) 934-2378 ファクシミリ：(045) 934-5432

常に新しい情報を
確認して下さい。

県央家保 HP

